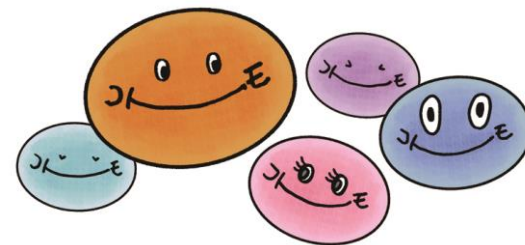


令和2年度 母子家庭の母及び父子家庭の父の 自立支援施策の実施状況



※2016年2月23日決定
「すくすくサポート・プロジェクト」のロゴマーク

令和4年3月18日

厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課母子家庭等自立支援室

この文書は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)第4条に基づき、令和2年度における母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施状況を公表するものです。

目次

1. 生活の状況	3	5. 就業支援に関する施策等（雇用・就業機会の増大）	35
2. 支援施策の体系	8	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	36
ひとり親家庭等の自立支援策の体系	9	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	37
自立促進計画	11	たばこ事業法の許可基準の特例	38
3. 就業支援につながる施策等（就業相談・就職支援）	12	母子・父子福祉団体等への事業発注の推進	39
ハローワークによる母子家庭の母等の職業紹介状況	13	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰	40
マザーズハローワーク事業の概要	14	行政機関等における母子家庭の母等の雇用促進の取組	41
母子家庭等就業・自立支援事業	15	6. 生活支援に関する施策	42
ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	20	ひとり親家庭等日常生活支援事業	43
母子・父子自立支援プログラム策定事業	23	子育て短期支援事業	44
4. 就業支援に関する施策等（職業訓練）	26	ひとり親家庭等生活向上事業	45
職業訓練メニュー	27	母子世帯等の住居の状況	48
公共職業訓練の実施	28	住居の安定確保	49
自立支援教育訓練給付金事業	29	母子生活支援施設	50
高等職業訓練促進給付金等事業	31	7. 養育費の確保策	52
高等職業訓練促進資金貸付事業	33	8. 自立を促進するための経済的支援	58
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	34	児童扶養手当	59
		母子父子寡婦福祉資金貸付金	63
		9. 各自治体における取組状況	別紙

1. 生活の状況

世帯構造別、世帯類型別にみた世帯数及び平均世帯人員の年次推移

年次	総数	世帯構造						世帯類型				平均世帯人員
		単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯	
		推 計 数 (単位：千世帯)						推 計 数 (単位：千世帯)				
昭和61年	37,544	6,826	5,401	15,525	1,908	5,757	2,127	2,362	600	115	34,468	3.22
平成元年	39,417	7,866	6,322	15,478	1,985	5,599	2,166	3,057	554	100	35,707	3.10
4	41,210	8,974	7,071	15,247	1,998	5,390	2,529	3,688	480	86	36,957	2.99
7	40,770	9,213	7,488	14,398	2,112	5,082	2,478	4,390	483	84	35,812	2.91
10	44,496	10,627	8,781	14,951	2,364	5,125	2,648	5,614	502	78	38,302	2.81
13	45,664	11,017	9,403	14,872	2,618	4,844	2,909	6,654	587	80	38,343	2.75
16	46,323	10,817	10,161	15,125	2,774	4,512	2,934	7,874	627	90	37,732	2.72
19	48,023	11,983	10,636	15,015	3,006	4,045	3,337	9,009	717	100	38,197	2.63
22	48,638	12,386	10,994	14,922	3,180	3,835	3,320	10,207	708	77	37,646	2.59
25	50,112	13,285	11,644	14,899	3,621	3,329	3,334	11,614	821	91	37,586	2.51
26	50,431	13,662	11,748	14,546	3,576	3,464	3,435	12,214	732	101	37,384	2.49
27	50,361	13,517	11,872	14,820	3,624	3,264	3,265	12,714	793	78	36,777	2.49
28	49,945	13,434	11,850	14,744	3,640	2,947	3,330	13,271	712	91	35,871	2.47
29	50,425	13,613	12,096	14,891	3,645	2,910	3,270	13,223	767	97	36,338	2.47
30	50,991	14,125	12,270	14,851	3,683	2,720	3,342	14,063	662	82	36,184	2.44
令和元年	51,785	14,907	12,639	14,718	3,616	2,627	3,278	14,878	644	76	36,187	2.39

※ 資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」。平成7年の数値は兵庫県を除く。平成28年の数値は熊本県を除く。

※ 「母子（父子）世帯数」の数値は、死別・離別・その他の理由で、現に配偶者のいない65歳未満の女（男）と20歳未満のその子のみで構成している世帯数

母子世帯・父子世帯の世帯数の推移

(単位：世帯)

	平成7年調査	平成12年調査	平成17年調査	平成22年調査	平成27年調査	令和2年調査
母子世帯	529,631	625,904	749,048	755,972	754,724	646,809
父子世帯	88,081	87,373	92,285	88,689	84,003	74,481

※ 国勢調査（各年10月1日現在）による。

※ 「母子（父子）世帯数」の数字は、「未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる世帯（他の世帯員がいないもの）」の世帯数

所得の種類別一世帯当たり平均所得金額

(単位：万円)

	総所得	稼働所得	公的年金・ 恩給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	仕送り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の所得	世帯人員1人 当たり平均所 得金額
母子世帯	306.0	231.1	10.4	17.6	37.3	9.6	112.7
児童のいる世帯	745.9	686.8	25.6	8.1	18.5	6.9	183.9
全世帯	552.3	410.3	105.5	15.8	6.2	14.5	222.3
高齢者世帯	312.6	72.1	199.0	20.4	1.8	19.4	200.9

資料：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」

(注) 所得は、平成30年1年間の所得である。

平成27年における年間就労収入の分布について（母又は父自身の就労収入）

(単位：%)

	100万円未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円以上	平均年間 就労収入
母子世帯	22.3 (28.6)	35.8 (35.4)	21.9 (20.5)	10.7 (8.7)	9.2 (6.8)	200万円 (181万円)
父子世帯	8.2 (9.5)	11.7 (12.6)	15.3 (21.5)	24.9 (18.8)	39.9 (37.7)	398万円 (360万円)

資料：厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

※ () 内の数値は、平成22年における年間就労収入の分布

母子家庭・父子家庭の現状

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数（推計値）	1 2 3. 2万世帯	1 8. 7万世帯
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 7 9. 5% 死別 8. 0% 未婚 8. 7%	離婚 7 5. 6% 死別 1 9. 0% 未婚 0. 5%
3 就業状況	8 1. 8%	8 5. 4%
うち 正規の職員・従業員	4 4. 2%	6 8. 2%
うち 自営業	3. 4%	1 8. 2%
うち パート・アルバイト等	4 3. 8%	6. 4%
4 平均年間収入（母又は父自身の収入）	2 4 3万円	4 2 0万円
5 平均年間就労収入（母又は父自身の就労収入）	2 0 0万円	3 9 8万円
6 平均年間収入（同居親族を含む世帯全員の収入）	3 4 8万円	5 7 3万円

資料：厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

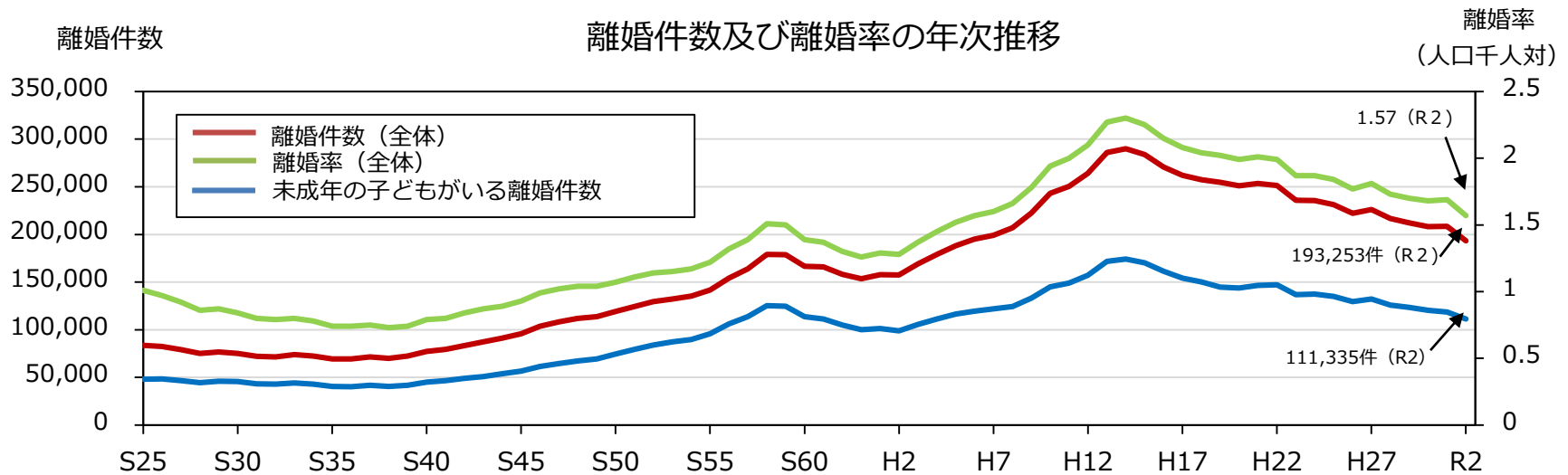
※ 上記は、母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。

※ 母子のみにより構成される母子世帯数は約65万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約7万世帯。（令和2年国勢調査）

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年の1年間の収入。

母子家庭と父子家庭の現状

- 母子のみにより構成される母子世帯数は約65万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約7万世帯（令和2年国勢調査）
- 母子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯数は約123万世帯、父子世帯数は約19万世帯（平成28年度全国ひとり親世帯等調査による推計）
- 児童扶養手当受給者数は約87.8（確定値）万人（令和2年度末時点、福祉行政報告例）
- 母子世帯になった理由は、離婚が79.5%と最も多く、次いで未婚の母8.7%、死別8.0%となっている。父子世帯になった理由は、離婚が75.6%と最も多く、次いで死別が19.0%となっている。
※昭和58年では母子世帯で離婚約5割、死別約4割、父子世帯で離婚約5割、死別約4割
- 離婚件数は約19万3千件（令和2年人口動態統計（確定数））
従来、増加傾向にあったが、平成15年から概ね減少傾向。
うち、未成年の子どもがいる離婚件数は約11万1千件で、全体の57.6%となっている。
- 離婚率（人口千対）は1.57（令和2年人口動態統計（確定数））。韓国2.1（2020年）、アメリカ2.7（2019年）、フランス1.9（2016年）、ドイツ1.8（2019年）、スウェーデン2.5（2019年）、イギリス1.8（2016年）より低く、イタリア1.4（2019年）よりは高い水準（OECD Family database）。



2. 支援施策の体系

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

○ ひとり親家庭等に対する支援として、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進。

子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- 子どもの生活・学習支援事業等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充 など

就業支援

- 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給 など

養育費確保支援

- 養育費等相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付 など

○ 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、

- ① 国が基本方針を定め、
- ② 都道府県等は、基本方針に即し、区域におけるひとり親家庭等の動向、基本的な施策の方針、具体的な措置に関する事項を定める自立促進計画を策定。

【ひとり親支援施策の変遷】

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大増を実施。
- 平成30年の児童扶養手当法の改正により、支払回数を年3回から年6回への見直しを実施。
- 令和2年の児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しを実施。

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の全体像

1. 方針のねらい

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、特別措置法等の趣旨、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等を踏まえつつ、母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

2. 方針の対象期間 令和2年度から令和6年度までの5年間

第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

- 離婚件数の推移等
- 世帯数の推移等
 - 世帯数
 - 生別、死別の割合
 - 寡婦の数等
 - 児童扶養手当受給者数
- 年齢階級別状況
- 住居の状況
 - 持ち家率、借家、公営住宅等の割合
- 就業状況
 - 正規の職員・従業員、パート・アルバイト等の割合
- 収入状況
 - 平均年間収入、平均年間就労収入
- 学歴の状況
- 相対的貧困率
- 養育費の取得状況
- 面会交流の実施状況
- 子どもの状況等
 - 子どもの数、就学状況別
- その他
 - 公的制度等の利用状況
 - 子どもについての悩み
 - 困っていること
 - 相談相手について
- まとめ

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

- 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性
 - 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携
 - 関係機関相互の協力
 - 相談機能の強化
 - 子育て・生活支援の強化
 - 就業支援の強化
 - 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進
 - 福祉と雇用の連携
 - 子どもの貧困対策
- 実施する各施策の基本目標
 - 子育てや生活の支援策
 - 就業支援策
 - 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進
 - 経済的支援策
 - その他(職員の人材確保・専門性向上等)
- 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - 国等が講ずべき措置
 - 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援
 - 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表
 - 基本方針の評価と見直し
 - 関係者等からの意見聴取
 - その他(関係団体との連携等)

第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

- 手続きについての指針
 - 自立促進計画の期間
 - 他の計画との関係
 - 自立促進計画策定前の手続
 - 調査・問題点の把握
 - 基本目標
 - 合議制機関からの意見聴取
 - 関係者等からの意見聴取
 - 自立促進計画の評価と次期自立促進計画の策定
 - 評価
 - 施策評価結果の公表
 - 次の自立促進計画の策定
- 自立促進計画に盛り込むべき施策についての指針
 - 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
 - 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
 - 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - 厚生労働大臣が提示した施策メニュー
 - 都道府県等及び市等独自の施策メニュー

自立促進計画

地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等及び寡婦の自立支援施策を実施できるよう、講じようとする施策の基本となるべき事項や、福祉サービスの提供や職業能力の向上の支援などの講ずべき具体的な措置に関する事項等、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画を策定する。

※平成26年10月1日に「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を「自立促進計画」に改称。

<自立促進計画の策定状況>

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成27年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	30か所 (66.6%)	197か所 (24.9%)	294か所 (32.6%)
平成28年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	31か所 (64.6%)	195か所 (24.7%)	293か所 (32.4%)
平成29年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	31か所 (64.6%)	214か所 (27.1%)	312か所 (34.5%)
平成30年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	34か所 (63.0%)	205か所 (26.1%)	306か所 (33.8%)
令和元年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	36か所 (62.1%)	208か所 (26.6%)	311か所 (34.3%)
令和2年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	37か所 (61.7%)	190か所 (24.4%)	294か所 (32.4%)

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

(注) ()内は都道府県、市等における実施割合

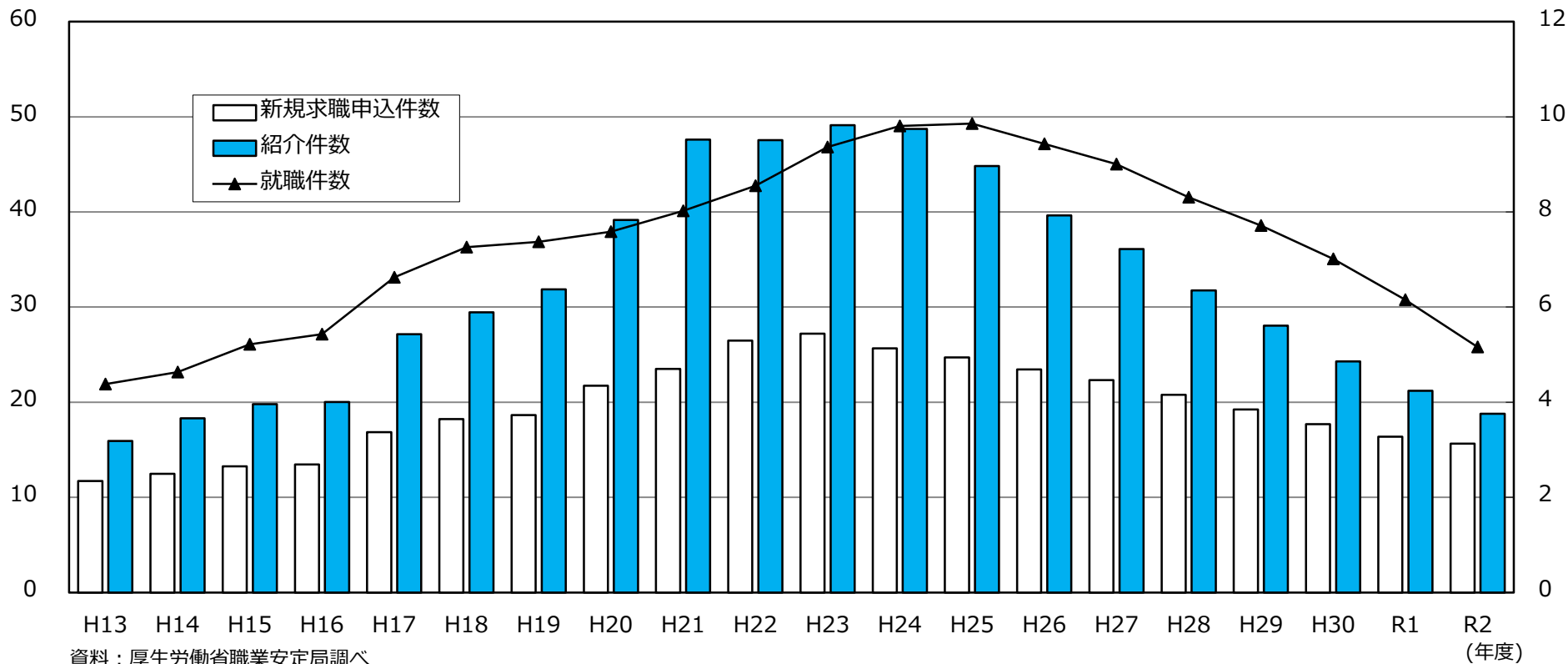
3. 就業支援につながる施策等

(就業相談・就職支援)

ハローワークによる母子家庭の母等の職業紹介状況

新規求職申込・
紹介件数(万件)

就職件数(万件)



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規求職申込み件数	207,820件	192,277件	176,954件	163,700件	156,488件
紹介件数	317,449件	280,584件	242,952件	212,167件	187,846件
就職件数	83,100件	77,134件	70,127件	61,526件	51,593件

資料：厚生労働省職業安定局調べ

マザーズハローワーク事業の概要

概 要

マザーズハローワーク（平成18年度より設置）

- ・全国21箇所（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、渋谷区、荒川区、立川市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市）に設置。
- ・子育て女性等（※）に対する再就職支援を実施するハローワーク。
※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

マザーズコーナー（平成19年度より設置）

- ・マザーズハローワーク未設置地域であって県庁所在地等の中核的な都市のハローワークに「マザーズコーナー」（183箇所）を設置。

支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

○ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等

個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、担当者制・予約制による職業相談・職業紹介・公的職業訓練のあっせん、再就職に資する各種セミナーの実施等総合的かつ一貫した支援の実施

○ 仕事と子育てが両立しやすい求人確保等

仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や、求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓をするとともに、メール配信等により、事業所情報を提供

○ 地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や、地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等

○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保
- ・ 相談中の子どもの安全面へ配慮し、キッズコーナーに安全サポートスタッフを配置

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規求職申込み件数	220,740件	220,843件	219,683件	214,497件	207,254件	176,737件
（担当者制による就職支援対象者数）	73,918人	76,001人	75,085人	75,261人	72,242人	60,749人
就職件数	75,297件	73,776件	72,659件	68,693件	65,038件	53,090件

※マザーズハローワーク事業実績

母子家庭等就業・自立支援事業

※平成15年度から実施

事業内容

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業。

都道府県・指定都市・中核市

一般市・福祉事務所設置町村

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

支援メニュー

就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等

就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催

就業情報提供事業

- ・求人情報の提供
- ・電子メール相談等

養育費等支援事業

- ・生活支援の実施
- ・養育費相談の実施等

在宅就業推進事業

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等

面会交流支援事業

- ・面会交流援助の実施等

相談関係職員研修支援事業

- ・相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等

心理カウンセラー等配置

(2) 一般市等就業・自立支援事業

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の8つの支援メニューの中から、地域の実情に応じ適切な支援メニューを選択して実施
- ※ 面会交流支援事業については、平成28年度から一般市等就業・自立支援事業のメニューに追加。

- ・「地域生活支援事業」を「養育費等支援事業」と改称し、弁護士による離婚前を含めた養育費確保のための法律相談などを実施する。（平成28年度から）
- ・「管内自治体・福祉事務所支援事業」を「相談関係職員研修支援事業」と改称。（平成28年度から）
- ・ひとり親家庭の親に対し心理面のアプローチも考慮した就業相談を実施する。（令和3年度から）

○実施先一覧：<https://www.mhlw.go.jp/content/000857804.pdf>

母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成15年度	39か所 (83.0%)	8か所 (61.5%)	11か所 (31.4%)	58か所 (61.1%)
平成27年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	44か所 (97.8%)	111か所 (99.1%)
平成28年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	45か所 (93.8%)	112か所 (97.4%)
平成29年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	45か所 (93.8%)	112か所 (97.4%)
平成30年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	49か所 (90.7%)	116か所 (95.9%)
令和元年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	49か所 (84.5%)	116か所 (92.8%)
令和2年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	51か所 (85.0%)	118か所 (92.9%)

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

(注) ()内は都道府県、市における実施割合

就業相談の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性等を踏まえ、就業への意欲形成等について助言を行うとともに、求人情報等を提供している。

また、就業に係る巡回相談を行うとともに、地域の企業に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を得つつ、求人を開拓する就業促進活動を行っている。平成21年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

	相談件数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	14,585件	1,262件	420件	822件	20件
平成27年度	79,852件	5,523件	2,897件	2,550件	76件
平成28年度	78,848件	4,951件	2,458件	2,403件	90件
平成29年度	75,537件	5,412件	2,552件	2,813件	47件
平成30年度	75,918件	4,227件	2,207件	1,947件	73件
令和元年度	87,241件	3,891件	1,914件	1,825件	152件
令和2年度	90,273件	3,444件	1,503件	1,855件	86件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

就業支援講習会の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

母子家庭の母等については、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やより良い仕事に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など、様々なニーズがあると考えられる。

このような様々なニーズに応じて仕事に結びつく可能性の高い能力や資格を習得するための就業支援講習会を開催している。平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

	受講者数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	15,504件	757件	216件	415件	126件
平成27年度	37,177件	1,714件	707件	903件	104件
平成28年度	32,168件	1,582件	650件	855件	77件
平成29年度	28,072件	1,914件	834件	900件	180件
平成30年度	22,486件	1,905件	778件	999件	128件
令和元年度	22,336件	1,981件	873件	1,002件	106件
令和2年度	22,223件	1,830件	782件	907件	141件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

就業情報提供事業の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

就業支援講習会の修了者等の求職活動を支援するため、ハローワーク等の職業紹介機関と連携しつつ、母子家庭等就業支援バンクを開設し、母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録し、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メールによる相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを行っている。平成21年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

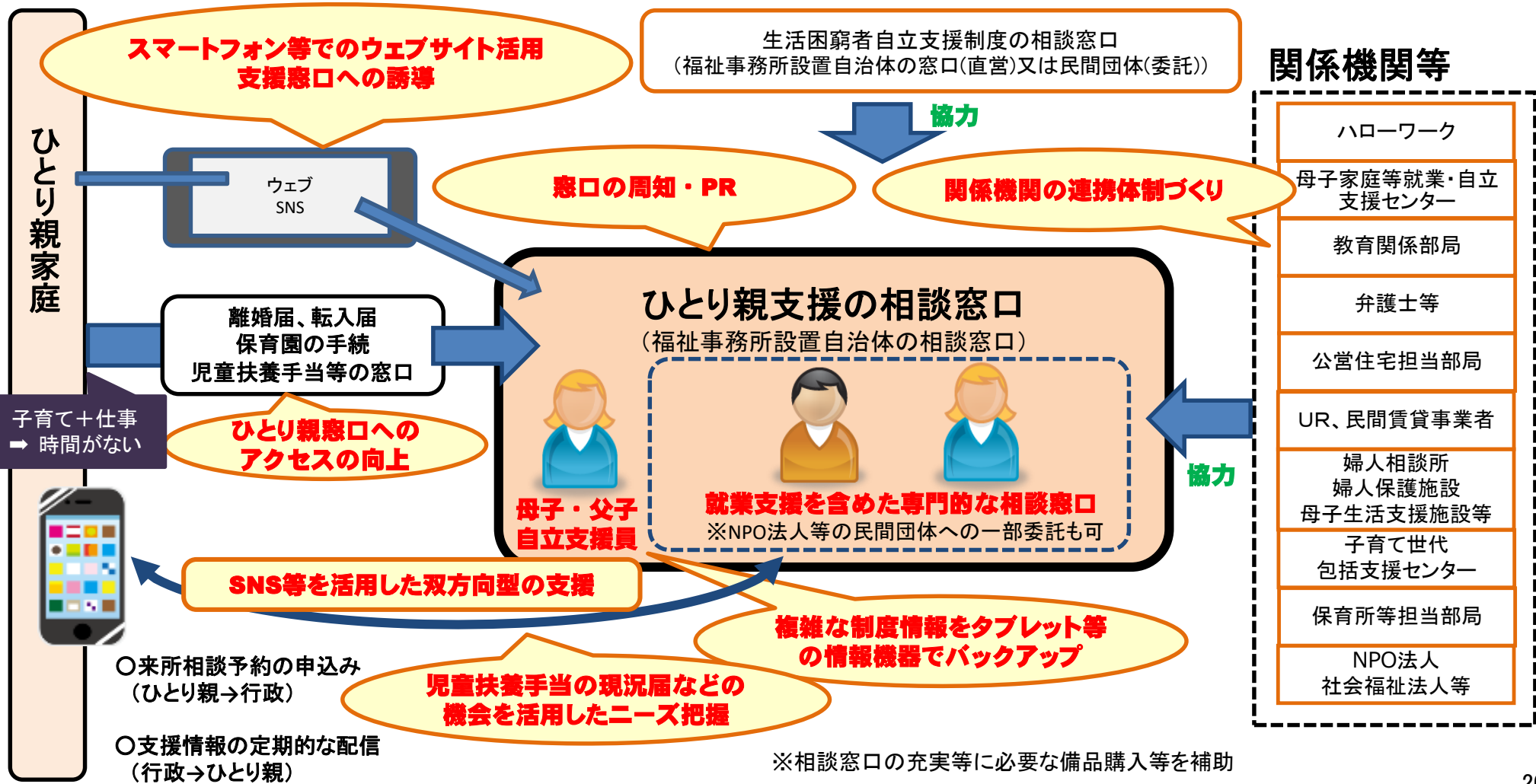
	情報提供件数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	7,256件	653件	207件	415件	31件
平成27年度	102,120件	4,305件	2,395件	1,872件	38件
平成28年度	112,918件	3,496件	1,831件	1,643件	22件
平成29年度	102,539件	3,972件	2,179件	1,729件	64件
平成30年度	107,528件	3,045件	1,614件	1,407件	24件
令和元年度	96,248件	2,755件	1,441件	1,268件	46件
令和2年度	90,052件	2,410件	1,141件	1,223件	46件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

自治体の窓口のワンストップ化の推進

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口で確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、実情を踏まえた、**ワンストップで寄り添い型支援**を行うことができる体制を整備



母子・父子自立支援員の配置

母子・父子自立支援員は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、自立に向けた総合的支援を行う者である。

※平成26年10月1日に「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改称。

母子・父子自立支援員の配置状況

	母子・父子自立支援員		
	常勤	非常勤	計
平成15年度	381名	962名	1,343名
平成27年度	466名	1,244名	1,710名
平成28年度	470名	1,242名	1,712名
平成29年度	520名	1,244名	1,764名
平成30年度	494名	1,268名	1,762名
令和元年度	494名	1,268名	1,762名
令和2年度	513名	1,268名	1,781名

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ（注）各年度末現在。

令和2年度相談件数

		生活一般	再掲			児童	経済的支援・生活援護	再掲		その他	合計
			うち就労	うち配偶者等の暴力	うち養育費			うち福祉資金	うち児童扶養手当		
母子・寡婦	件数	195,866	71,998	14,365	8,529	64,248	391,978	218,258	113,202	16,825	668,917
	割合	29.3%	10.8%	2.1%	1.3%	9.6%	58.6%	32.6%	16.9%	2.5%	100.0%
父子	件数	5,891	1,369	146	277	3,684	13,341	5,988	4,531	222	23,138
	割合	25.5%	5.9%	0.6%	1.2%	15.9%	57.7%	25.9%	19.6%	1.0%	100.0%
合計	件数	201,757	73,367	14,511	8,806	67,932	405,319	224,246	117,733	17,047	692,055
	割合	29.2%	10.6%	2.1%	1.3%	9.8%	58.6%	32.4%	17.0%	2.5%	100.0%

就業支援専門員の配置

地方自治体の相談窓口に母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員を配置することにより、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員のその他の専門性を高めることにより、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な相談支援を実施する。

平成26年度より、都道府県、市、福祉事務所設置町村を実施主体として実施しており、令和元年度は全国47自治体で実施した。

就業支援専門員の配置状況

	就業支援専門員			就業支援専門員	
	計			計	
平成26年度	22名		平成30年度	74名	
平成27年度	36名		令和元年度	93名	
平成28年度	52名		令和2年度	98名	
平成29年度	61名				

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ（注）各年度末現在。

相談実績

	就業相談員の相談件数 (延べ数)			就業相談員の相談件数 (延べ数)	
	平成26年度	4,580件		平成30年度	26,169件
平成27年度	8,456件		令和元年度	27,959件	
平成28年度	12,553件		令和2年度	37,268件	
平成29年度	19,091件				

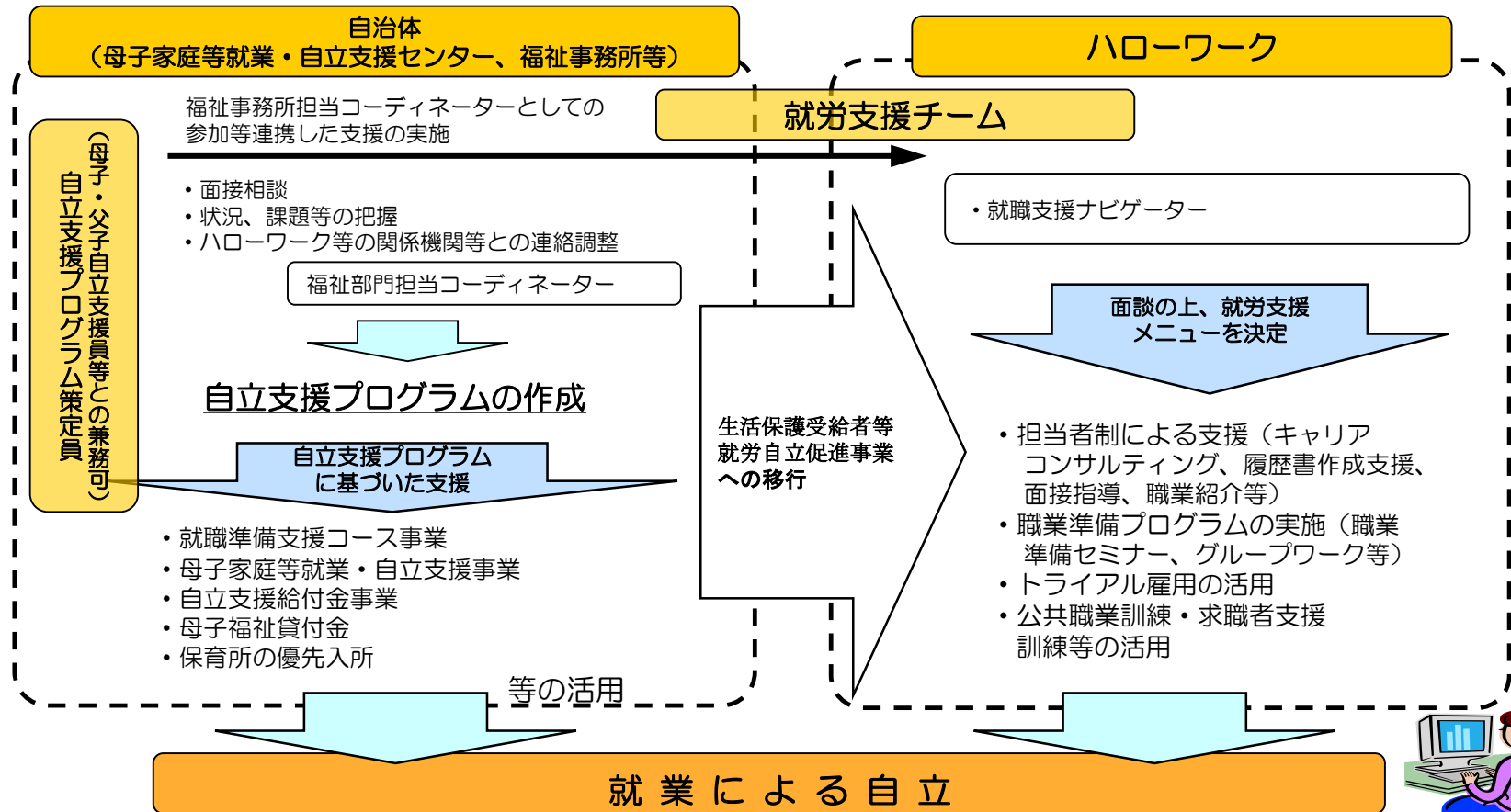
出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

母子・父子自立支援プログラム策定事業

福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者等に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、自立促進を図る母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施している。

また、母子・父子自立支援プログラムの一環としてハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、ハローワークと福祉事務所等とが連携して個々の児童扶養手当受給者等の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな就労支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進支援事業」を実施している。

児童扶養手当受給者等



母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成18年度	27か所 (57.4%)	12か所 (80.0%)	14か所 (37.8%)	152か所 (20.0%)	205か所 (23.8%)
平成27年度	42か所 (89.4%)	20か所 (100.0%)	36か所 (80.0%)	503か所 (63.6%)	601か所 (66.6%)
平成28年度	42か所 (89.4%)	20か所 (100.0%)	41か所 (85.4%)	476か所 (60.3%)	579か所 (64.0%)
平成29年度	41か所 (87.2%)	20か所 (100.0%)	41か所 (85.4%)	480か所 (60.8%)	582か所 (64.4%)
平成30年度	41か所 (87.2%)	20か所 (100.0%)	46か所 (85.2%)	475か所 (60.6%)	582か所 (64.3%)
令和元年度	39か所 (83.0%)	20か所 (100.0%)	42か所 (72.4%)	481か所 (61.5%)	582か所 (64.2%)
令和2年度	38か所 (80.9%)	19か所 (95.0%)	46か所 (76.7%)	484か所 (62.1%)	587か所 (64.7%)

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

(注1) ()内は都道府県、市における実施割合。

(注2) 「一般市等」とは、市（指定都市及び中核市を除く。）、特別区及び福祉事務所設置町村のことである（以下同じ）。

母子・父子自立支援プログラム策定事業の実績

	自立支援計画書 策定件数	就業実績（延べ数）			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成18年度	2,707件	1,590件	747件	788件	55件
平成27年度	7,179件	4,127件	1,923件	1,992件	212件
平成28年度	6,970件	3,658件	1,619件	1,854件	185件
平成29年度	6,702件	3,779件	1,717件	1,798件	264件
平成30年度	6,195件	3,500件	1,554件	1,760件	186件
令和元年度	5,041件	3,078件	1,408件	1,474件	196件
令和2年度	4,933件	2,963件	1,179件	1,539件	245件

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

生活保護受給者等就労自立促進事業の実施状況

	①支援対象者		②就職件数		③就職率 (②/①)	
	全体	うち児童扶養手当 受給者	全体	うち児童扶養手当 受給者	全体	うち児童扶養手当 受給者
平成27年度	121,324	34,469	79,906	23,515	65.9%	68.2%
平成28年度	123,400	35,443	81,885	23,800	66.4%	67.2%
平成29年度	116,224	33,663	77,841	22,726	67.0%	67.5%
平成30年度	116,700	35,584	77,866	24,151	66.7%	67.9%
令和元年度	110,876	35,171	72,563	23,497	65.4%	66.8%
令和2年度	109,908	31,125	64,858	20,339	59.0%	65.3%

資料：厚生労働省職業安定局調べ

4. 就業支援に関する施策等

(職業訓練)

ひとり親家庭の就労に資する訓練受講支援・訓練受講中の生活費支援

ハローワークに申込【コロナ対応ステップアップ相談窓口を設置】

自治体のひとり親家庭支援窓口に申込

	公共職業訓練	求職者支援制度	教育訓練給付	自立支援教育訓練給付金	高等職業訓練促進給付金
対象	ハローワークの求職者かつ、 主に雇用保険受給者		在職者又は原則、離職後1年以内の方で、 雇用保険の被保険者期間3年以上の方	児童扶養手当受給者または 同等の所得水準にある方	
期間	1か月(※)～2年	2週間(※)～6月	概ね1か月～4年	概ね1か月～4年	1～4年
受講費	<p>1～2か月コースを創設</p> <p>2か月から緩和</p> <p>※令和2年2月から令和4年3月末まで</p> <p>無料(テキスト代等除く)</p>		<p>■専門実践教育訓練給付(中長期的キャリア形成):受講費用の50%を支給(上限年間40万円) ※修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給 (総支給額最大224万円)</p> <p>■特定一般教育訓練給付(早期再就職・キャリア形成):受講費用の40%を支給(上限20万円)</p> <p>■一般教育訓練給付(上記以外):受講費用の20%を支給(上限10万円)</p>	<p>■受講費の60%を支給 (上限年間20万円、総支給額最大4年80万円) ※教育訓練給付と差額支給可</p>	<p>※教育訓練給付・自立支援教育訓練給付金と併給可能</p>
生活費	<p>■基本手当(2,061～8,265円/日)+受講手当(500円/訓練日(40日まで))+通所手当+寄宿手当</p> <p>■基本手当日額は年齢や離職時賃金によって異なる</p>	<p>シフト制で働く方等は 月収12万円以下に引上げ ※令和4年3月末まで</p>	<p>■教育訓練支援給付金(中長期的キャリア形成):雇用保険の基本手当日額の80%を支給 ※専門実践教育訓練(通信制・夜間制を除く)を受講し、修了する見込みのある45歳未満の離職者に限る。 ※令和3年度末までの暫定措置(令和6年度末まで延長する法案を提出中)</p>	<p>■修学期間中、月10万円(住民税課税世帯月70,500円)を支給</p> <p>■修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算</p> <p>■年額上限168万円、総支給額最大4年528万円</p>	
訓練内容例	<p>■ものづくり分野(金属加工科、住環境計画科等)</p> <p>■事務系、介護系、情報系等</p>	<p>■Word・Excel等の基礎</p> <p>■介護系(介護福祉サービス科等)</p> <p>■情報系(ソフトウェアプログラマー養成科等)</p>	<p>■趣味的・教養的または入門的・基礎的な水準のもの以外で、厚生労働大臣が指定する教育訓練</p>	<p>■主に教育訓練給付の対象となる教育訓練</p> <p>■看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師等</p>	

オンライン訓練の設定を促進

公共職業訓練の実施

母子家庭の母等の職業能力を開発し、就職を支援するため、訓練の受講を希望し、本人の職業能力・求職条件等から受講の必要性が高い者に対し無料の公共職業訓練の受講をあっせんしている。

なお、雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母等が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合には、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、訓練手当が支給される。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づく訓練手当の支給人数
(雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母等が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受給件数	582件	452件	363件	281件	254件	195件

自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、自立を促進するため、母子家庭の母及び父子家庭の父が、教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付事業を実施している。

- ①雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない場合：受講料の6割相当額、上限20万円(12千円を超えない場合は支給しない。)
- ②雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる場合：①に定める額から教育訓練給付金（受講料の2割相当額。）の額を差し引いた額(12千円を超えない場合は支給しない。)

平成15年度から母子家庭の母を対象に事業を開始し、平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施している。実施主体は、地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）であり、対象となる教育訓練講座は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座に加え、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることができることになっている。

自立支援教育訓練給付金事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	35か所(74.5%)	1か所(7.7%)	6か所(17.1%)	116か所(17.6%)	158か所(21.0%)
平成27年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	45か所(100.0%)	737か所(93.2%)	849か所(94.0%)
平成28年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	48か所(100.0%)	737か所(93.4%)	852か所(94.2%)
平成29年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	48か所(100.0%)	739か所(93.7%)	854か所(94.5%)
平成30年度	47か所(100.0%)※	20か所(100.0%)	54か所(100.0%)	740か所(94.4%)	861か所(95.1%)
令和元年度	47か所(100.0%)※	20か所(100.0%)	58か所(100.0%)	718か所(91.8%)	843か所(92.9%)
令和2年度	47か所(100.0%)※	20か所(100.0%)	60か所(100.0%)	724か所(92.8%)	851か所(93.8%)

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

自立支援教育訓練給付金事業の実績

<支給実績等>

	事前相談件数	受講開始件数	支給件数
平成15年度	1,569件	483件	186件
平成27年度	2,970件	936件	641件
平成28年度	3,352件	1,196件	816件
平成29年度	5,224件	2,936件	1,965件
平成30年度	5,982件	3,493件	2,591件
令和元年度	5,269件	3,056件	2,459件
令和2年度	5,196件	2,945件	2,031件

<就業実績>

	総数			
		常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	89件	27件	57件	5件
平成27年度	513件	189件	313件	11件
平成28年度	637件	244件	366件	27件
平成29年度	1,619件	846件	729件	44件
平成30年度	2,183件	1,229件	908件	46件
令和元年度	1,992件	1,215件	746件	31件
令和2年度	1,540件	854件	644件	42件

高等職業訓練促進給付金等事業

経済的な自立に効果的な資格の取得により、母子家庭の母及び父子家庭の父が、児童扶養手当から早期脱却することを支援するため、養成機関で1年以上修学する場合に、当該期間中の生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に給付金を支給する高等職業訓練促進給付金事業を実施している。

平成15年度から母子家庭の母を対象に事業を開始し、平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施している。実施主体は、都道府県、市、福祉事務所設置町村であり、対象となる資格については、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることになっている。

高等職業訓練促進給付金等事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	29か所(61.7%)	1か所(7.7%)	6か所(17.1%)	91か所(13.8%)	127か所(16.9%)
平成27年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	45か所(100.0%)	744か所(94.1%)	856か所(94.8%)
平成28年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	48か所(100.0%)	752か所(95.3%)	867か所(95.9%)
平成29年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	48か所(100.0%)	757か所(95.9%)	872か所(96.5%)
平成30年度	47か所(100.0%)※	20か所(100.0%)	54か所(100.0%)	753か所(96.0%)	874か所(96.6%)
令和元年度	47か所(100.0%)※	20か所(100.0%)	58か所(100.0%)	738か所(94.4%)	863か所(95.1%)
令和2年度	47か所(100.0%)※	20か所(100.0%)	60か所(100.0%)	739か所(94.7%)	866か所(95.5%)

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む(島根県、広島県)。

高等職業訓練促進給付金等事業の実績

<支給実績等>

	総支給件数	資格取得者件数
平成27年度	5,768件	2,256件
平成28年度	7,110件	2,475件
平成29年度	7,312件	2,585件
平成30年度	7,990件	2,647件
令和元年度	7,348件	2,855件
令和2年度	6,903件	2,701件

<就業実績>

	総数			
	常勤	非常勤・パート	自営業・その他	
平成15年度	128件	112件	13件	3件
平成27年度	1,785件	1,561件	219件	5件
平成28年度	1,920件	1,749件	158件	13件
平成29年度	1,993件	1,797件	173件	23件
平成30年度	2,106件	1,909件	177件	20件
令和元年度	2,121件	1,835件	248件	38件
令和2年度	2,088件	1,842件	228件	18件

高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金（入学準備金50万円、就職準備金20万円）を貸し付ける事業を実施している。
（平成27年度補正）

<貸付実績>

	入学準備金 貸付件数	就職準備金 貸付件数
平成28年度	787件	362件
平成29年度	1,977件	821件
平成30年度	1,542件	907件
令和元年度	1,290件	889件
令和2年度	1,166件	916件

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

（注）平成28年度の実績に平成27年度分含む。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じているため、高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親や子どもが、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、受講修了時給付金（受講費用の2割相当額（4千円を超える場合。上限10万円））及び合格時給付金（受講費用の4割相当額（上限は受講修了時給付金と合算し15万円））を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施している。

平成27年度から事業を開始し、実施主体は地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）であり、対象となる講座は、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座とし、実施主体が適当と認めたものとしている。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成28年度	33か所(70.2%)	17か所(85.0%)	28か所(58.3%)	126か所(16.0%)	204か所(22.6%)
平成29年度	37か所(78.7%)	17か所(85.0%)	35か所(72.9%)	177か所(22.4%)	266か所(29.4%)
平成30年度	39か所(83.0%)	18か所(90.0%)	40か所(74.1%)	207か所(26.4%)	304か所(33.6%)
令和元年度	37か所(78.7%)	18か所(90.0%)	44か所(75.9%)	226か所(28.9%)	325か所(35.8%)
令和2年度	40か所(85.1%)	18か所(90.0%)	45か所(75.0%)	239か所(30.6%)	342か所(37.7%)

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

（注）（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。

<支給実績>

	事前相談	支給件数
平成28年度	164件	28件
平成29年度	201件	50件
平成30年度	163件	46件
令和元年度	195件	64件
令和2年度	174件	80件

5. 就業支援に関する施策等

(雇用・就業機会の増大)

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

母子家庭の母等及び父子家庭の父（就職が特に困難な者）の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給している。

支給額（令和2年度）

対象労働者（一般被保険者）	助成金		助成対象期間
	中小企業	中小企業以外	
①母子家庭の母等及び父子家庭の父 （短時間労働者除く）	60万円	50万円	1年
②母子家庭の母等及び父子家庭の父 （短時間労働者）	40万円	30万円	1年

支給実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
支給件数	33,627件	30,951件	28,323件	24,591件	22,592件	18,637件
支給額	123億円	89.6億円	74.3億円	65.2億円	60.2億円	51.0億円

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

母子家庭の母等及び父子家庭の父は、子育てとの両立のため求職活動が制限されてしまうこと、未就職期間が長いため、就労能力への不安を有すること等により就職が困難な状況にある。このため、母子家庭の母等及び父子家庭の父がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業につくことができるよう、国は、求人者と求職者とが相互に理解を深めるためのトライアル雇用制度（月額最大5万円（最長3か月間）を事業主に支給）を母子家庭の母等及び父子家庭の父に対しても実施し、早期就職の促進を図っている。

トライアル雇用開始人数（母子家庭の母等及び父子家庭の父）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
117人	180人	144人	131人	116人	65人

たばこ事業法の許可基準の特例

製造たばこの小売販売業の許可に当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法第26条及び第34条に基づき、同法第6条第4項に規定する寡婦若しくは同条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当する者については、許可基準の特例として、大蔵省告示（平成10年大蔵省告示第74号）2（1）に基づいて、同告示1の距離基準を緩和した距離（距離基準に100分の80を乗じて得た距離）を適用しているところであり、令和2年度において、本特例を適用して5件の新規許可を行った。

通常の距離基準（平成10年大蔵省告示第74号）

（単位：メートル）

	繁華街（A）	繁華街（B）	市街地	住宅地（A）	住宅地（B）
指定都市	25	50	100	200	300
市制施行地	50	100	150	200	300
町村制施行地	—	—	150	200	300

（注）母子及び寡婦に対する特例は上記距離に100分の80を乗じた距離を適用する。

母子及び寡婦に対する特例を適用した新規許可状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
許可件数	10件	7件	4件	4件	3件	5件

資料：財務省理財局調べ

母子・父子福祉団体等への事業発注の推進

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業機会の増大を図るためには、母子・父子福祉団体等ひとり親家庭の福祉の増進を主たる目的とする団体の受注機会を増大させることも有効である。

このため、国においても、地方公共団体に対し、全国会議等を通じて、母子・父子福祉団体等の事業受注の機会の増大が図られるよう、周知を図っている。

特に、地域において自立支援の中核となる「母子家庭等就業・自立支援センター」については、母子・父子福祉団体に運営委託される例が多く、令和2年度には86地方公共団体において委託されている。

また、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するよう努めることとしている。

母子家庭等就業・自立支援センター事業について母子・父子福祉団体へ運営委託を行っている自治体数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自治体数	77か所	79か所	79か所	83か所	85か所	86か所

母子・父子福祉団体等からの物品及び役務の調達状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
国	件数	116	178	169	230	252	181
	金額(千円)	2,539	9,535	7,994	9,736	15,371	7,563
地方公共団体	件数	758	409	470	629	461	492
	金額(千円)	1,808,863	2,095,638	3,823,096	2,545,817	2,093,828	2,141,545

(注) 国には、独立行政法人又は特殊法人を含み、地方公共団体には、地方独立行政法人を含む。

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を推進するためには、母子家庭の母・父子家庭の父を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母及び父子家庭の父が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、平成18年度に、母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰制度を創設し（平成24年度より父子家庭の父の就業支援を図る企業も対象）、母子家庭の母・父子家庭の父を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰しており、令和2年度には母子家庭の母等の就業支援に積極的に取り組んでいる4社を表彰した。

【令和2年度表彰企業】

社会福祉法人花の園会（静岡県袋井市）
マザーズレイク株式会社（滋賀県大津市）
特別養護老人ホーム清風苑（北海道浜頓別町）
株式会社ひょうま（島根県益田市）

【厚生労働省ホームページより】

ホームページアドレス：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17460.html

行政機関等における母子家庭の母等の雇用促進の取組

平成15年10月に厚生労働省内の母子家庭雇用促進チームによって取りまとめられた「母子家庭の雇用促進に向けた当面の取組」や、平成16年3月に母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議において申し合わされた「国の機関の非常勤職員を公募する場合に、その求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに公益法人等に職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請するなど、母子家庭の母の就業の促進に配慮する」旨の内容に基づき、様々な機会を捉えて、国においては、国の機関の非常勤職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに、公益法人、社会福祉施設等の関係団体や地方公共団体に対し、非常勤職員等の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するよう要請している。

また、平成25年3月の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴い、国の各機関に対し、非常勤職員の雇い入れの際には、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること等を改めて要請している。

こうした取組みにより、令和元年度において、母子家庭等就業・自立支援センターの情報提供を通じて、国の機関には13名（1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者は6名、それに満たない時間数・日数で勤務している者は7名）が採用されており、地方公共団体及び関係団体には237名（1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者は83名、それに満たない時間数・日数で勤務している者は154名）が採用されている。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
国の機関	33名	44名	51名	26名	13名	33名
1日8時間週5日勤務	19名	17名	21名	7名	6名	14名
上記に満たない者	14名	27名	30名	19名	7名	19名
地方公共団体及び関係団体	361名	367名	346名	244名	237名	222名
1日8時間週5日勤務	176名	186名	169名	111名	83名	85名
上記に満たない者	185名	181名	177名	133名	154名	137名

資料：厚生労働省子ども家庭局調べ

6. 生活支援に関する施策

ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において子どもの世話等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

また、乳幼児又は小学校に就学する児童のいるひとり親家庭について、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合の定期的な利用を可能としている。

ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定都市	20か所 (100%)	19か所 (95.0%)	19か所 (95.0%)	19か所 (95.0%)	18か所 (90.0%)	17か所 (85.0%)
中核市	25か所 (55.6%)	29か所 (60.4%)	29か所 (60.4%)	33か所 (61.1%)	33か所 (56.9%)	37か所 (61.7%)
一般市・町村	876か所 (52.3%)	868か所 (51.9%)	868か所 (51.9%)	856か所 (51.3%)	814か所 (48.9%)	776か所 (46.7%)
合計	921か所 (52.9%)	916か所 (52.6%)	916か所 (52.6%)	908か所 (52.2%)	864か所 (49.6%)	830か所 (46.7%)

(注) () 内は、市等における実施割合。

利用実績

区分	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計
実件数	3,100件	415件	3,515件	3,241件	321件	3,562件	2,704件	319件	3,023件	2,422件	307件	2,729件	3,986件	292件	4,278件	2,198件	268件	2,466件
延べ件数	27,946件	5,943件	33,889件	30,221件	6,620件	36,841件	31,640件	6,664件	38,304件	33,427件	6,358件	39,785件	28,597件	5,983件	34,580件	21,930件	5,214件	27,144件

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、その子どもを児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム、里親等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施している。

（１）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一定期間（原則7日以内：必要に応じて延長可）子どもを預かる事業。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施か所数	745か所	773か所	797か所	862か所	882か所	942か所

- ※ 母子家庭以外の利用者も利用可能
- ※ 令和元年度の実施か所数は、昨年度公表資料から実績値に修正を行っております。

（２）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その子どもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施か所数	381か所	378か所	398か所	439か所	475か所	486か所

- ※ 母子家庭以外の利用者も利用可能
- ※ 令和元年度の実施か所数は、昨年度公表資料から実績値に修正を行っております。

ひとり親家庭等生活向上事業

ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、子どものしつけ・育児又は自身や子どもの健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。

また、ひとり親家庭の親の中には高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を行うひとり親家庭等生活向上事業を実施している。

※ 平成28年度より、従来の「ひとり親家庭等相談事業」、「生活講習会等事業」及び「ひとり親家庭情報交換事業」等を再編し、「ひとり親家庭等生活支援事業」を実施している。

また、「児童訪問援助事業（ホームフレンド事業）」及び「学習支援ボランティア事業」を再編し、「子どもの生活・学習支援事業」を実施している。

ひとり親家庭等生活向上事業の実施状況

	指定都市	中核市	一般市・町村	合計
平成27年度	18か所 (90.0%)	18か所 (40.0%)	795か所 (47.4%)	831か所 (47.7%)
平成28年度	19か所 (95.0%)	23か所 (47.9%)	810か所 (48.4%)	852か所 (48.9%)
平成29年度	18か所 (90.0%)	23か所 (47.9%)	857か所 (51.2%)	898か所 (51.6%)
平成30年度	18か所 (90.0%)	37か所 (68.5%)	884か所 (53.0%)	939か所 (53.9%)
令和元年度	18か所 (90.0%)	30か所 (51.7%)	854か所 (51.4%)	902か所 (51.8%)
令和2年度	16か所 (80.0%)	34か所 (56.7%)	855か所 (51.5%)	905か所 (52.0%)

(注) ()内は、市等における実施割合。

ひとり親家庭等生活向上事業の実績

1. ひとり親家庭等生活支援事業

- ① 相談支援事業：育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援施策の情報提供等を実施する。
- ② 家計管理・生活支援講習会等事業：家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続き等に関する講習会の開催等を実施する。
- ③ 学習支援事業：高等学校卒業程度認定試験の合格等のためにひとり親家庭の親に対して学習支援を実施する。
- ④ 情報交換事業：ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。
- ⑤ 短期施設利用相談支援事業：母子生活支援施設を利用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般等に関する相談や助言の実施、ひとり親家庭の状況に応じた各種支援の情報提供、必要に応じて施設入所に関する福祉事務所等関係機関との連絡・調整を行う。

	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計
①相談支援事業 (相談延べ件数)	25,398 件	849 件	26,247 件	26,605 件	927 件	27,532 件	28,194 件	904 件	29,098 件	32,701 件	2,340 件	35,041 件
②家計管理・生活支援 講習会等事業 (受講延べ件数)	12,846 件	72 件	12,918 件	12,379 件	52 件	12,431 件	9,750 件	86 件	9,836 件	6,059 件	55 件	6,114 件
③学習支援事業 (利用延べ件数)	0 件	0 件	0 件	13 件	0 件	13 件	9 件	0 件	9 件	0 件	0 件	0 件
④情報交換事業 (開催数)	567回			581回			286回			207回		

2. 子どもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行う子どもの生活・学習支援事業を実施する。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①実施か所数	-	-	-	930か所
うち、食事提供あり	-	-	-	59か所
②利用延べ人数	232,600人	258,703人	285,370人	268,143人

(注) 平成29年度の「①相談支援事業」、「③学習支援事業」及び「2. 子どもの生活・学習支援事業」の数値については、平成30年度の集計を行うに当たって精査を行ったことにより、平成29年度分の公表時点から修正を行っております。

(参考) 平成27年度以前のひとり親家庭等生活向上事業の実績

	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計
ひとり親家庭等 相談支援事業	11,548 件	142 件	11,690 件	11,718 件	159 件	11,877 件	15,956 件	213 件	16,169 件	18,875 件	640 件	19,515 件	22,690 件	851 件	23,541 件
生活支援講習 会等事業	19,278 件	61 件	19,339 件	17,271 件	62 件	17,333 件	14,372 件	85 件	14,457 件	13,437 件	82 件	13,519 件	12,685 件	238 件	12,923 件
児童訪問援助 事業	821 件	79 件	900 件	676 件	96 件	772 件	1,058 件	143 件	1,201 件	932 件	176 件	1,108 件	488 件	116 件	604 件
学習支援ボラ ンティア事業	-	-	-	638 件	0 件	638 件	11,912 件	545 件	12,457 件	32,730 件	903 件	33,633 件	47,092 件	2,257 件	49,349 件
ひとり親家庭 情報交換事業	495回			435回			430回			346回			366回		

※平成24年度より学習支援ボランティア事業を実施

※各実績は延べ件数を記載

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

母子世帯等の住居の状況

母子世帯等の住居の状況

	総数	持ち家	借家等					不詳
			公営住宅	公社・公団住宅	賃貸住宅	同居	その他	
母子世帯	2,060 (100.0%)	720 (35.0%)	270 (13.1%)	48 (2.3%)	681 (33.1%)	272 (13.2%)	56 (2.7%)	13 (0.6%)
父子世帯	405 (100.0%)	276 (68.1%)	30 (7.4%)	1 (0.2%)	46 (11.4%)	42 (10.4%)	8 (2.0%)	2 (0.5%)

出典：厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

※全国ひとり親世帯等調査は抽出調査であるため、世帯数は集計客体における該当世帯数。

(参考) 普通世帯の住居の状況

(単位：千世帯)

普通世帯 (a+b+c)	主世帯 (a) 1)	持ち家	借家総数				同居世帯 (b)	住宅以外の建 物に居住 (c)
			公営住宅	都市再生機構・ 公社の借家	民営借家	給与住宅		
			53,788.0 (100.0%)	53,616.3 (99.6%)	32,801.5 (61.2%)	1,922.3 (3.6%)		

普通世帯：住居と生計をともにしている家族などの世帯。

主世帯：1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合はそのうちの主な世帯を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

1) 住宅の所有の関係「不詳」を含む。

出典：総務省統計局「住宅・土地統計調査」(平成30年)より家庭福祉課作成

住居の安定確保

住宅は生活の重要な基盤であり、母子家庭等が、安心して子育てと就業又は就業のための訓練との両立が可能となるよう、住居の安定確保を図り、生活面での支援体制を整備することが重要である。このため以下の措置を実施している。

(1) 公営住宅

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、その住居の安定を図ることを目的とするものであるが、母子家庭等については、公営住宅への入居者の選考に際し、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に住宅困窮度が高い世帯として、事業主体である地方公共団体の判断により、抽選による当選率を一般の入居希望者より有利に取り扱う等の優先入居の取扱いを行うことができることとなっている。

また、母子家庭等については、家賃算定の基礎となる入居者の収入の算定にあたって、非婚の母又は父についても、ひとり親控除の対象としているところ。

(2) UR賃貸住宅

都市再生機構が管理するUR賃貸住宅においては、子育て世帯等に対し、新規募集（抽選）における倍率優遇を設定している。

また、一定の要件を満たす子育て世帯等と、これを支援する親世帯等が近居する場合に、新たにUR賃貸住宅に入居する世帯の家賃を減額する近居割の措置や、国の地域優良賃貸住宅制度を活用して、一定の要件を満たす子育て世帯等に対して、家賃を減額する措置を行う住宅等を供給している。

(3) 民間賃貸住宅

民間賃貸住宅や空き家を活用した子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅登録制度において、セーフティネット登録住宅の登録を推進するとともに、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等に対する支援を実施している。また、居住支援協議会等が行う民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供等の活動等に対する支援を実施している。

母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。

施設数及び入所世帯数

	平成15年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設数	287施設	248施設	238施設	234施設	227施設	226施設	221施設	217施設
入所世帯数	4,366世帯	3,844世帯	3,954世帯	3,820世帯	3,789世帯	3,735世帯	3,367世帯	3,266世帯

資料：厚生労働省「福祉行政報告例」（各年度末）

母子生活支援施設の入所理由別入所状況

(単位：世帯)

入所理由	総数	理由					
		夫等の暴力	住宅事情	経済的理由	入所前の家庭内環境の不適切	母親の心身の不安定	その他
平成15年度	2,552 (100.0%)	1,106 (43.3%)	511 (20.0%)	539 (21.1%)	210 (8.2%)	82 (3.2%)	104 (4.1%)
平成26年度	2,304 (100.0%)	1,335 (57.9%)	407 (17.7%)	250 (10.9%)	162 (7.0%)	80 (3.5%)	70 (3.0%)
平成27年度	2,278 (100.0%)	1,290 (56.6%)	392 (17.2%)	257 (11.3%)	177 (7.8%)	74 (3.2%)	88 (3.9%)
平成28年度	1,890 (100.0%)	1,048 (55.4%)	332 (17.6%)	230 (12.2%)	153 (8.1%)	70 (3.7%)	57 (3.0%)
平成29年度	1,352 (100.0%)	774 (57.2%)	229 (16.9%)	153 (11.3%)	106 (7.8%)	45 (3.3%)	45 (3.3%)
平成30年度	1,333 (100.0%)	776 (58.2%)	195 (14.6%)	133 (10.0%)	146 (11.0%)	35 (2.6%)	48 (3.6%)
令和元年度	1,335 (100.0%)	774 (60.0%)	213 (15.9%)	145 (10.9%)	114 (8.5%)	40 (3.0%)	49 (3.7%)

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局「母子生活支援施設入退所状況調査」（H15,H23）、「社会的養護の現況に関する調査」（H26～R元）

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合もある。

7. 養育費の確保策

養育費等支援事業の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

※平成27年度以前は「母子家庭等地域生活支援事業」として実施。

母子家庭の母等の養育費の確保のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払の履行・強制執行に関する法律相談を実施するほか、養育費に関する専門知識を有する相談員による相談や情報提供、母子家庭の母等が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援のほか、講習会などを実施する。また、就業支援活動に加えて生活面での支援体制を強化するため、相談指導等の生活支援を継続的に行う。

平成28年度より「養育費等支援事業」に名称変更し、弁護士による法律相談等、養育費確保のための支援を強化した。

＜養育費等支援事業による相談(延べ)件数＞

		総数	相談内容					家庭裁判所等 への同行支援 及び書類作成 支援	
			離婚・親権	養育費の取り 決め方法	面会交流	支払の履行・ 強制執行	子育て・ 生活関連		その他
平成28年度	養育費専門相談員	5,716件	1,431件	2,338件	613件	498件	-	2,594件	62件
平成29年度	総数	10,618件	3,319件	2,906件	1,046件	726件	2,306件	4,205件	70件
	うち養育費 専門相談員	5,724件	1,424件	1,972件	620件	492件	1,290件	2,257件	63件
	うち弁護士	2,934件	1,415件	1,149件	292件	179件	450件	1,214件	9件
平成30年度	総数	12,815件	4,157件	4,272件	1,588件	938件	1,936件	3,778件	86件
	うち養育費 専門相談員	6,333件	1,742件	2,271件	930件	572件	1,063件	1,240件	49件
	うち弁護士	4,611件	1,981件	1,642件	367件	282件	385件	1,867件	35件
令和元年度	総数	28,037件	5,694件	5,561件	1,866件	1,084件	6,804件	7,028件	71件
	うち養育費 専門相談員	8,844件	1,935件	2,400件	852件	447件	1,014件	2,196件	22件
	うち弁護士	8,225件	2,675件	2,018件	513件	362件	342件	2,315件	34件
令和2年度	総数	28,443件	5,660件	6,449件	2,224件	1,474件	5,079件	7,557件	125件
	うち養育費 専門相談員	9,311件	1,958件	2,546件	894件	546件	1,383件	1,984件	80件
	うち弁護士	8,796件	2,350件	2,045件	567件	593件	502件	2,739件	21件

※平成30年度までは、同一の者が、一度に複数の内容について相談を行った場合は、相談延べ件数総数欄に1件、該当するそれぞれの区分に1件を計上している。

※令和元年度からは、同一の者が、一度に複数の内容について相談を行った場合は、それぞれの区分に1件を計上し、その合計を総数としている。

※平成28年度は養育費専門相談員の相談実績のみ把握。平成29、30年度は、養育費等支援事業における相談(延べ)件数を計上。

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

(参考) 平成27年度以前の母子家庭等地域生活支援事業の実績

	相談延べ件数 総数	相談内容					
		離婚前の相談	養育費関係 の相談	法律問題		子育て・生活 支援	その他
				経済的相談	その他		
平成15年度	2,585件	－	577件	678件	746件	263件	321件
平成26年度	3,603件	1,008件	1,150件	753件	844件	918件	372件
平成27年度	3,837件	1,141件	1,124件	775件	689件	1,001件	434件

面会交流支援事業（「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニュー事業の一つ）

※平成24年度から実施

目的

- 平成23年6月に公布された民法改正法において協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の面会交流が明示された。
- 面会交流が子どもの健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであるため、継続的な面会交流の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図る。

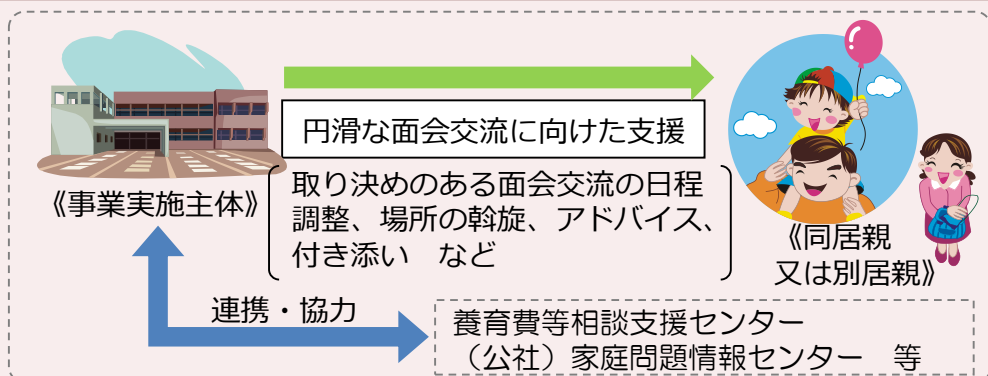
事業内容

- 事前相談、支援内容の決定、面会交流援助等を適切に実施できる面会交流支援員を配置
- 支援の対象
 - ・ 面会交流の取り決めを行っていて、父母間で合意があり、原則として児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある、概ね15歳未満の子どもとの面会交流を希望する別居親又は子どもと別居親との面会交流を希望する同居親
- 別居親又は同居親からの申請により、両者に対し必ず事前相談を実施するとともに、支援の内容、方法、日程、実施頻度等を記載した面会交流支援計画を作成
- 支援計画に基づき、面会交流当日の子ども引き取り、相手方への引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施



実施体制・実施方法

- 援助の実施頻度は原則として1月に1回まで、支援期間は最長で1年間
- 支援員は、子どもの受け渡しや付き添いの際には、子どもの心情に十分配慮した対応を行う
- 必要に応じ、可能な範囲において、交流場所の斡旋を行う
- 専門的見地からの指導・助言ができる民間団体等に再委託も可



【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村
（事業の全部又は一部をNPO法人等に委託可）

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

【R3年度予算】母子家庭等対策総合支援事業(158億円)の内数

	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
実施自治体数	9自治体	9自治体	10自治体	15自治体
相談件数	1,205件	1,074件	928件	1,009件
支援実施ケース数	77ケース	69ケース	80ケース	80ケース

*千葉県、東京都、富山県、岐阜県、大分県、静岡市、浜松市、北九州市、熊本市、岐阜市、八尾市、吹田市、明石市、高松市、港区

離婚前後親支援モデル事業（令和元年度～）

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うモデル事業を新たに実施する。

＜実施主体＞ 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

＜補助率＞ 国1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村1/2

＜モデル事業イメージ＞

地方自治体



民間団体

＜事業の全部又は一部を委託可＞

講座等の開催

①親支援講座

【講義】

- ◆ 離婚前後の父母等を対象に、離婚が子どもに与える影響や養育費等の取り決めの重要性等に関する講習を実施する。
- ◆ 講義を行う者の選定に当たっては、学識経験者、元家裁調査官など離婚問題に関し知見を有する者、父母教育プログラム等を実施している民間団体等に協力を依頼する。

【グループ討議】

- ◆ 親支援講座の受講者を対象に、当事者間での意見交換の場を提供する。
また、様々な立場の当事者の意見を聞くことができるような工夫も行う。



- 子どもの心情の理解
- 離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減
- 同じ境遇にある当事者との交流などにより、孤立感を解消
- 養育費や面会交流に関する取り決めを促進
- ひとり親になって間もない段階から必要な支援の提供が可能
- 養育費の履行を確保

②情報提供

- ◆ 親支援講座の受講者を対象に、ひとり親向けの支援施策や相談窓口等の情報提供を行う。



③養育費の履行確保（R2～）

- ◆ 公正証書の作成支援及び養育費の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援等を行う。

			令和2年度
実施自治体数			31か所
うち親支援講座・情報提供	自治体数		11か所
	受講者数		282人
うち養育費確保等に資する事業	自治体数		22か所
	支援人数		621人

養育費等相談支援センター事業

目指すべき方向

- | | | | |
|-------------|---------------------|--------|---|
| | (母子家庭) | (父子家庭) | |
| ○養育費の取決め率の増 | 約43% | 約21% | ➔ |
| ○養育費の受給率の増 | 約24% | 約3% | |
| | (平成28年度全国ひとり親世帯等調査) | | |
-
- ひとり親家庭の生活の安定
 - ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長

養育費等相談支援センター設置の趣旨

- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保等をサポートする相談機関の確保を図る。
- 国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

養育費等の相談支援の仕組み

国（厚生労働省）が養育費等相談支援センターに委託して実施（平成19年度創設）

【委託先：（公社）家庭問題情報センター（FPIC）】

- 養育費等に係る各種手続等に関する分かりやすい情報の提供
→ホームページへの掲載、パンフレット等の作成
 - 地方公共団体等において養育費相談等に対応する人材の養成のための各種研修会の実施
 - 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する困難事例への支援
 - 母子家庭等からの電話、メールによる相談対応
 - ・電話相談：0120-965-419（携帯電話、PHS以外）、03-3980-4108
 - ・メール相談：info@youikuhi.or.jp
 - 〔相談時間：平日（水曜日を除く）10:00～20:00
水曜日 12:00～22:00 土・祝日 10:00～18:00〕
- （参考）令和2年度実績 相談延べ件数：5,537件 研修等の実施：45回

・研修
・サポート

・困難事例
の相談

地方自治体（都道府県等）が直営又は委託して実施

（母子家庭等就業・自立支援センター等）

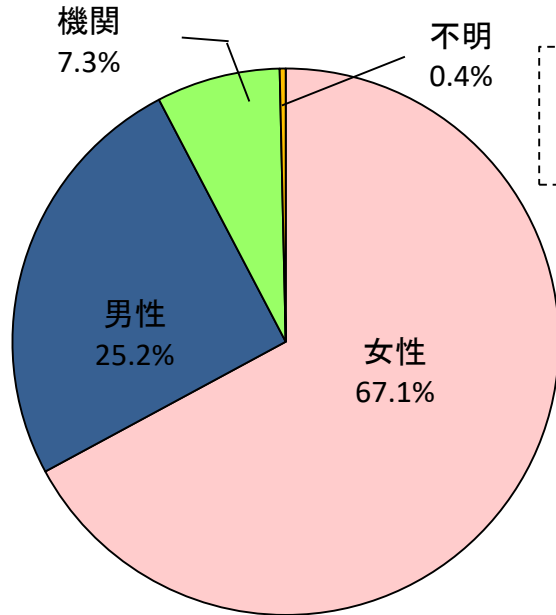
- リーフレット等による情報提供
 - 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行の手続きに関する相談等
 - 母子家庭等への講習会の開催
 - 弁護士による法律相談（平成28年度から）
- ・養育費等支援事業実施自治体数：123自治体
養育費専門相談員による相談延べ件数：9,311件
養育費専門相談員の設置：44か所、122名
 - ・弁護士による相談実施自治体数：106自治体
弁護士による相談延べ件数：8,796件

養育費等相談支援センターにおける相談実績等（令和2年度）

相談支援

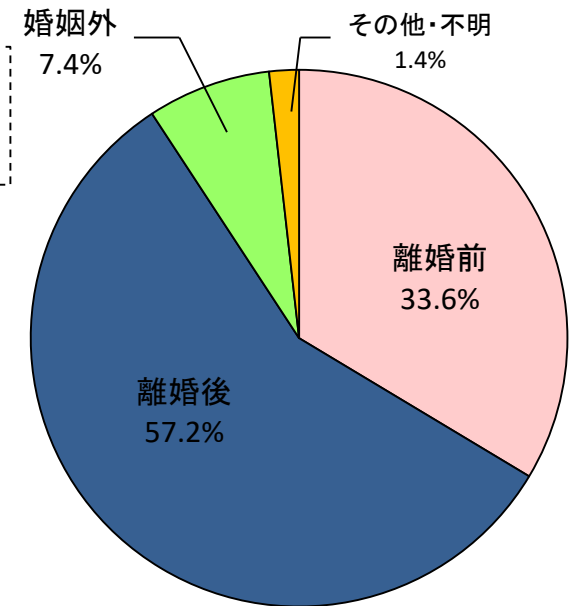
相談者別内訳（N = 4,246）

○女性が67.1%、男性が25.2%と女性からの相談が多くを占める。



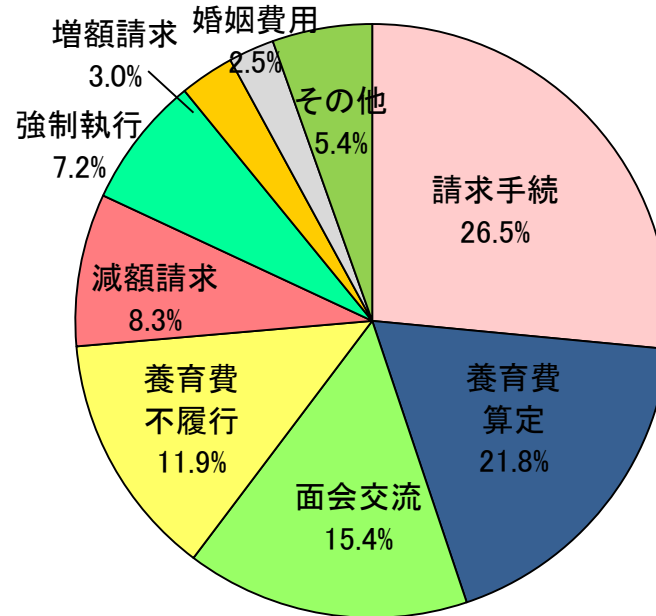
相談時期内訳（N = 4,246）

○離婚後が57.2%、離婚前が33.6%と離婚後の段階での相談が多くを占める。



相談内容内訳（N = 5,537）※複数選択有

○請求手続が26.5%と最も多く、養育費の算定が21.8%、面会交流が15.4%と続いている。



研修実施

- 母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子・父子自立支援員を対象とした全国研修会の実施
・新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みて、オンラインにて開催
- 地方公共団体等の行う研修に対する研修講師の派遣：45か所

8. 自立を促進するための経済的支援

児童扶養手当制度の概要

1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る（平成22年8月より父子家庭も対象）。

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

4. 手当額

月額（令和4年4月～）	・全部支給：43,070円	・一部支給：43,060円～10,160円
加算額（児童2人目）	・全部支給：10,170円	・一部支給：10,160円～5,090円
（児童3人目以降1人につき）	・全部支給：6,100円	・一部支給：6,090円～3,050円

5. 所得制限限度額（収入ベース） ※前年の所得に基づき算定。

- ・全部支給（2人世帯） 160万円
- ・一部支給（2人世帯） 365万円

6. 支払期月

- ・1月、3月、5月、7月、9月、11月

7. 受給者数（令和3年3月末現在）

877,702人（母：829,949人、父：43,799人、養育者：3,954人）

8. 予算額（国庫負担（1/3）分）

令和4年度予算案 1,617.7億円

9. 手当の支給主体

支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村

10. 改正経緯

- ①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施）
- ②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施）
- ③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施）
- ④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）

児童扶養手当受給者数の推移

○令和2年度末受給者数

(単位:人)

	総数	生別世帯		死別世帯	未婚世帯	父又は母が障害者世帯	父又は母による遺棄世帯	父又は母がDV保護命令を受けた世帯
		離婚	その他					
母子世帯	803,179 (100.0%)	691,276 (86.1%)	590 (0.1%)	4,938 (0.6%)	99,332 (12.4%)	4,561 (0.6%)	1,519 (0.2%)	963 (0.1%)
父子世帯	43,417 (100.0%)	38,617 (88.9%)	31 (0.1%)	2,485 (5.7%)	637 (1.5%)	1,527 (3.5%)	118 (0.3%)	2 (0.0%)
その他の世帯※	31,106							
計	877,702							

※その他の世帯は、2人以上の児童がそれぞれ異なる支給事由に該当する場合に当該児童を父又は母が監護等する世帯及び父又は母以外の者が養育する世帯

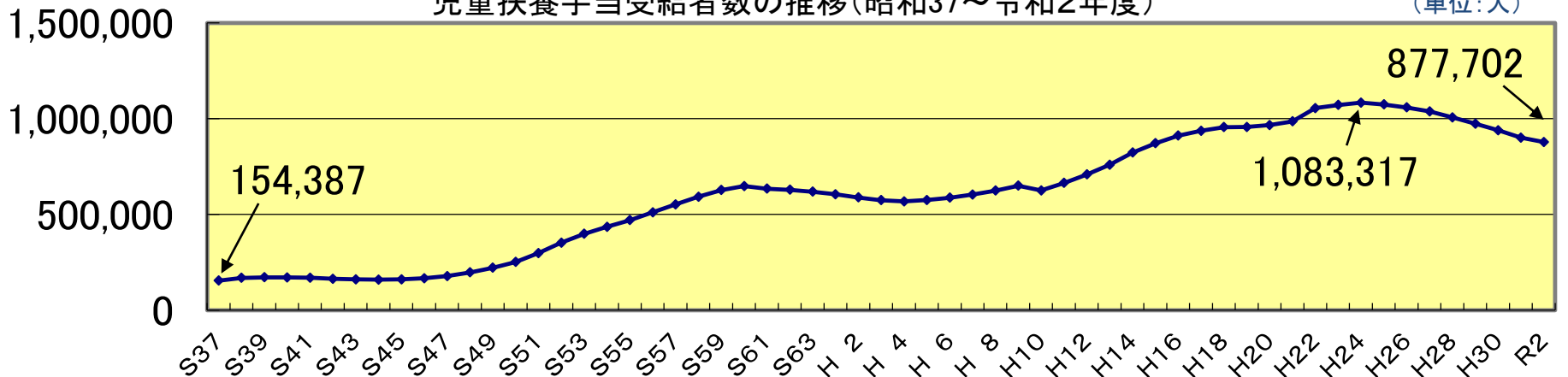
○ 先般、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加していたが、平成24年度末を境に減少に転じている(平成24年度末から令和2年度末▲205,615人)。

※平成22年8月より、支給対象を父子家庭にも拡大

○ 令和2年度末において、全部支給者は501,508人(57.1%)、一部支給者は376,194人(42.9%)である。

児童扶養手当受給者数の推移(昭和37～令和2年度)

(単位:人)



児童扶養手当受給者の状況

受給者類型(令和2年度確定)

(各月末現在)(単位:人)

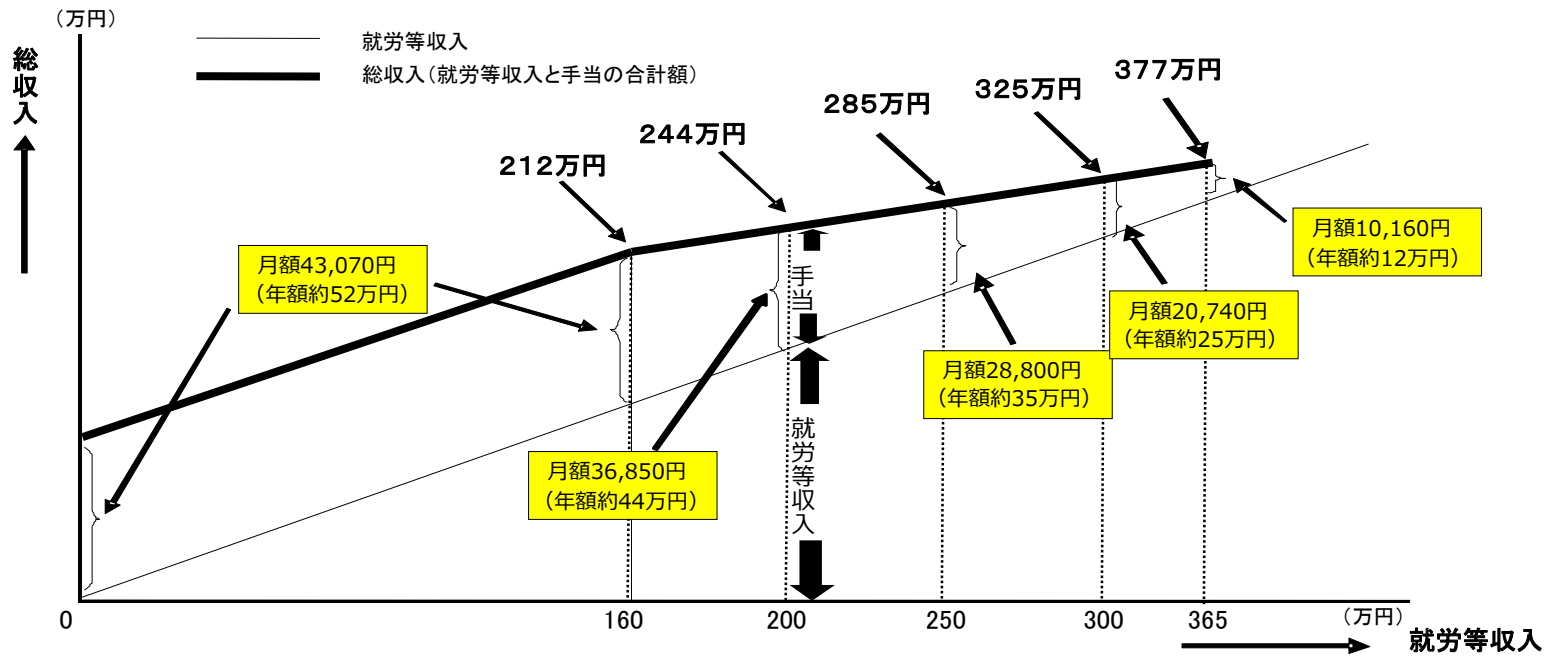
	受給者	世帯類型別																
		母子世帯									父子世帯							その他の世帯
		総数	生別母子世帯		死別母子世帯	未婚の母子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	DV世帯	総数	生別父子世帯		死別父子世帯	未婚の父子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	DV世帯	
			離婚	その他							離婚	その他						
平成31年 4月	939,454	858,000	744,246	667	5,698	100,127	4,665	1,656	941	49,453	43,777	23	3,349	651	1,518	129	6	32,001
令和元年 5月	944,868	863,012	749,040	670	5,689	100,347	4,661	1,659	946	49,779	44,086	25	3,353	656	1,522	131	6	32,077
6月	951,461	868,954	754,554	661	5,708	100,730	4,684	1,669	948	50,133	44,419	22	3,363	667	1,528	129	5	32,374
7月	955,966	873,154	758,468	666	5,731	100,985	4,691	1,669	944	50,342	44,627	25	3,353	672	1,534	127	4	32,470
8月	957,135	874,364	759,663	636	5,764	100,991	4,695	1,671	944	50,327	44,626	24	3,336	674	1,531	129	7	32,444
9月	957,346	874,718	760,014	629	5,774	100,971	4,696	1,676	958	50,212	44,529	25	3,306	684	1,537	126	5	32,416
10月	958,402	875,931	761,042	620	5,788	101,167	4,700	1,671	943	50,005	44,338	26	3,304	679	1,526	126	6	32,466
11月	955,845	873,995	759,115	628	5,795	101,116	4,726	1,671	944	49,272	43,662	25	3,263	670	1,525	121	6	32,578
12月	960,401	878,166	762,995	631	5,811	101,359	4,755	1,663	952	49,475	43,863	25	3,245	679	1,529	125	9	32,760
令和2年 1月	962,518	880,176	764,960	629	5,826	101,377	4,770	1,659	955	49,437	43,873	26	3,216	665	1,528	124	5	32,905
2月	966,485	883,704	768,323	617	5,846	101,496	4,807	1,657	958	49,610	44,038	24	3,220	665	1,531	126	6	33,171
3月	900,673	823,917	712,157	603	5,175	98,996	4,544	1,521	921	45,545	40,456	23	2,826	642	1,483	109	6	31,211
4月	903,430	826,786	714,817	599	5,193	99,200	4,526	1,529	922	45,579	40,513	22	2,809	641	1,480	108	6	31,065
5月	909,945	832,661	720,158	614	5,211	99,645	4,546	1,554	933	45,936	40,854	24	2,817	645	1,481	109	6	31,348
6月	916,005	838,053	725,043	608	5,226	100,072	4,576	1,582	946	46,298	41,187	25	2,833	651	1,485	111	6	31,654
7月	920,400	841,978	728,597	605	5,319	100,311	4,586	1,597	963	46,621	41,472	27	2,865	651	1,484	116	6	31,801
8月	921,724	843,124	729,647	599	5,299	100,417	4,615	1,595	952	46,729	41,567	29	2,872	652	1,487	116	6	31,871
9月	922,921	844,187	730,593	595	5,355	100,453	4,629	1,595	967	46,742	41,586	34	2,860	651	1,491	114	6	31,992
10月	923,037	844,334	730,725	586	5,348	100,494	4,628	1,601	952	46,543	41,413	27	2,829	650	1,503	115	6	32,160
11月	921,532	843,238	729,613	588	5,368	100,459	4,653	1,597	960	46,177	41,059	36	2,817	662	1,484	114	5	32,117
12月	926,418	847,587	733,529	601	5,409	100,804	4,700	1,588	956	46,431	41,277	32	2,839	662	1,497	120	4	32,400
令和3年 1月	929,423	850,363	736,248	594	5,409	100,868	4,723	1,576	945	46,541	41,377	38	2,825	665	1,513	120	3	32,519
2月	934,502	854,895	740,364	600	5,480	101,166	4,738	1,601	946	46,871	41,681	28	2,844	662	1,531	123	2	32,736
3月	877,702	803,179	691,276	590	4,938	99,332	4,561	1,519	963	43,417	38,617	31	2,485	637	1,527	118	2	31,106

資料:厚生労働省「福祉行政報告例」

児童扶養手当の所得制限限度額について

児童扶養手当の額は、受給者の所得(収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父又は母から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出)と扶養親族等の数を勘案して決定され、また、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている。

○ 令和4年度手当額の例 (手当受給者と子1人の家庭の場合)



扶養親族等の数	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額
0人	49万円 (122万円)	192万円 (311.4万円)
1人	87万円 (160万円)	230万円 (365万円)
2人	125万円 (215.7万円)	268万円 (412.5万円)
3人	163万円 (270万円)	306万円 (460万円)
4人	201万円 (324.3万円)	344万円 (507.5万円)
5人	239万円 (376.3万円)	382万円 (555万円)

※ ()内は収入額ベース。政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要

目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

対象者

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

貸付金の種類

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

貸付条件等

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3

【令和3年度予算】20.7億円

貸付実績《令和2年度》

- | | |
|-------------------------------|----------------------------|
| ① 母子福祉資金：128億8,248万円（22,425件） | ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係 |
| ② 父子福祉資金：7億5,285万円（1,368件） | |
| ③ 寡婦福祉資金：3億806万円（460件） | |

母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

(令和3年4月1日現在)

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・母子・父子福祉団体 ・寡婦 	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	<p>3,030,000円</p> <p>団体 4,560,000円</p>		1年	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
事業継続資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・母子・父子福祉団体 ・寡婦 	現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	<p>1,520,000円</p> <p>団体 1,520,000円</p>		6ヶ月	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
修学資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子 	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等(大学等に就学させる場合には、課外活動費、自宅外通学において係る経費、保健衛生費等を含む。)に必要な資金	<p>※私立の自宅外通学の場合の限度額を例示 (大学院は国公立・私立、自宅・自宅外の区別なし) 高校、専修学校(高等課程)</p> <p>月額52,500円</p> <p>高等専門学校 月額[1~3年] 52,500円 [4~5年] 115,000円</p> <p>専修学校(専門課程) 月額126,500円</p> <p>短期大学 月額131,000円</p> <p>大学 月額146,000円</p> <p>大学院(修士課程) 月額132,000円</p> <p>大学院(博士課程) 月額183,000円</p> <p>専修学校(一般課程) 月額51,000円</p> <p>(注1)高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額。</p> <p>(注2)大学等修学支援法第3条に規定する大学等における修学の支援を受けることができる場合の限度額については、所定の額から当該支援の額に相当する額を控除した額とする。</p> <p>(注3)大学等修学支援法第3条に規定する大学等における修学の支援を受けた場合、その相当額について当該支援を受けた日から6ヶ月以内の償還義務あり。</p>	就学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	<p>20年以内</p> <p>専修学校(一般課程)5年以内</p>	<p>無利子</p> <p>※親に貸付ける場合、児童を連帯借受人とする。(連帯保証人は不要)</p> <p>※児童に貸付ける場合、親等を連帯保証人とする。</p>

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
技能習得資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例:訪問介護員(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等)	<p>【一般】 月額 68,000円</p> <p>【特別】 一括 816,000円 (12月相当)</p> <p>運転免許 460,000円</p>	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	<p>(保証人有) 無利子</p> <p>(保証人無) 年1.0%</p>
修業資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子 	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	<p>月額 68,000円</p> <p>特別 460,000円</p> <p>(注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額</p>	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	※修学資金と同様
就職支度資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・父母のない児童 ・寡婦 	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	<p>【一般】 100,000円</p> <p>【特別】 330,000円 (通勤のための自動車購入の場合)</p>		1年	6年以内	<p>※親に係る貸付けの場合 (保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%</p> <p>※児童に係る貸付けの場合修学資金と同じ</p>
医療介護資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く) ・父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) ・寡婦 	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	<p>【医療】 340,000円 特別 480,000円</p> <p>【介護】 500,000円</p>		医療又は介護終了後6ヶ月	5年以内	<p>(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%</p>

資金種類	貸付対象等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率	
生活資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	<p>知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金</p>	<p>【一般】月額 105,000円 【技能】月額 141,000円 母子家庭の母又は父子家庭の父が生計中心者でない場合並びに現に扶養する子のない婦及び現に扶養する子の生計を維持していない寡婦に係る貸付けは、月額70,000円</p> <p>(注1)生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子又は男子となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額105,000円、合計252万円を限度とする。 (注2)生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,260,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。 (注3)3月相当額の一括貸付を行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知識技能を習得する期間中5年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内 	<p>知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6ヶ月</p>	<p>(技能習得) 20年以内 (医療又は介護) 5年以内 (生活安定貸付) 8年以内 (失業) 5年以内</p>	<p>(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%</p>
住宅資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	<p>住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金</p>	<p>1,500,000円 特別 2,000,000円</p>		<p>6ヶ月</p>	<p>6年以内 特別 7年以内</p>	<p>(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%</p>
転宅資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	<p>住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金</p>	<p>260,000円</p>		<p>6ヶ月</p>	<p>3年以内</p>	<p>(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%</p>

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
就学支度資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子 	就学、修業するために直接に必要な被服等の購入に必要な資金及び受験料	※高校以上は自宅外通学の場合の限度額を例示 小学校 64,300円 中学校 81,000円 国公立高校等 160,000円 修業施設 282,000円 私立高校等 420,000円 国公立大学・短大・大学院等 420,000円 私立大学・短大・大学院等 590,000円 (注1)大学等修学支援法第8条第1項の規定による入学金の減免を受けることができる場合の限度額については、所定の額から当該減免の額に相当する額を控除した額とする。 (注2)大学等修学支援法第3条に規定する大学等における修学の支援を受けた場合、その相当額について当該支援を受けた日から6ヶ月以内の償還義務あり。		当該学校(小学校の場合は中学校)卒業後6ヶ月	就学 20年以内 修業 5年以内	※修学資金と同様
結婚資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	300,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%